

報 告 第 7 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月16日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成27年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）

写

専決第7号

処 分 書

平成27年度 新居浜市一般会計補正予算(第9号)について

平成27年度新居浜市一般会計補正予算(第9号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月31日

新居浜市長 石川 勝行

平成27年度 新居浜市一般会計補正予算(第9号)

平成27年度新居浜市一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,026,942千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,222,092千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市税		18,986,897	210,000	19,196,897
	1. 市民税	7,994,831	100,000	8,094,831
	2. 固定資産税	8,636,006	110,000	8,746,006
2. 地方譲与税		294,000	49,984	343,984
	1. 地方揮発油譲与税	70,000	12,072	82,072
	2. 自動車重量譲与税	170,000	18,119	188,119
	3. 特別とん譲与税	54,000	19,793	73,793
4. 配当割交付金		20,000	67,885	87,885
	1. 配当割交付金	20,000	67,885	87,885
5. 株式等譲渡所得割交付金		30,000	58,475	88,475
	1. 株式等譲渡所得割交付金	30,000	58,475	88,475
6. 地方消費税交付金		1,800,000	495,866	2,295,866
	1. 地方消費税交付金	1,800,000	495,866	2,295,866
8. 自動車取得税交付金		20,000	22,018	42,018
	1. 自動車取得税交付金	20,000	22,018	42,018
10. 地方交付税		6,000,000	122,714	6,122,714
	1. 地方交付税	6,000,000	122,714	6,122,714
歳入合計		50,195,150	1,026,942	51,222,092

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,649,140	1,026,942	5,676,082
	1. 総務管理費	3,807,981	1,026,942	4,834,923
歳出合計		50,195,150	1,026,942	51,222,092

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円